

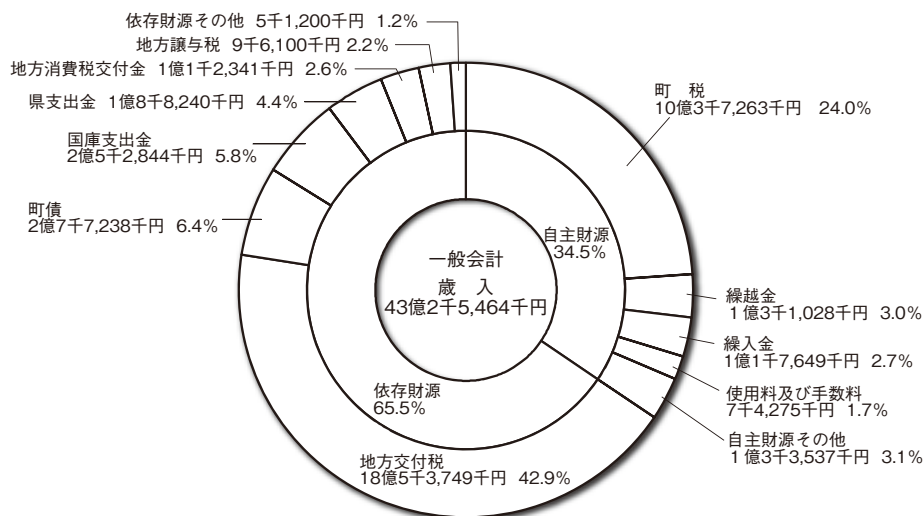
広報 おのまち 11月号別冊 行財政特集号

地方自治法第243条の3並びに小野町財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、9月定例議会において認定された平成19年度の決算状況と平成20年度上半期の予算執行状況についてお知らせします。

◇◇◇平成19年度 一般会計決算◇◇◇

一般会計の決算額は、歳入総額43億2546万4000円、歳出総額42億3228万6016円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越す財源160万3294円を差し引いた額は、9157万4690円となりました。

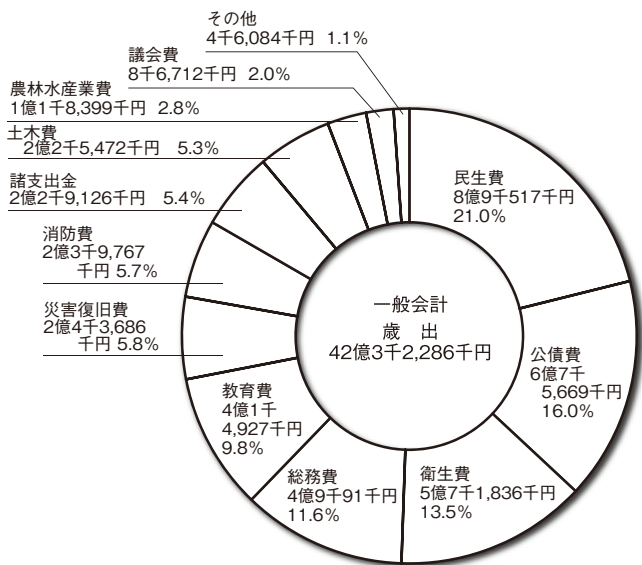
図1 歳入内訳



歳入の内訳
 歳入総額は、平成18年度決算額(46億1600万5311円)に比べ2億9005万4千131円、6.3%の減となりました。
 内訳は図1のとおりですが、地方交付税を始めとした依存財源が65.5%を占め、町税等の自主財源は34.5%となりました。

※自主財源その他は、財産収入、分担金及び負担金、諸収入、寄付金です。
 依存財源その他は、自動車取得税交付金、地方特例交付金、利子割交付金、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金、株式等譲渡所得割交付金です。

図2 歳出内訳



歳出の内訳
 歳出総額は、平成18年度決算額(44億8497万7077円)に比べ2億5269万1061円、5.6%の減となりました。
 目的別歳出の内訳は図2のとおりですが、構成比が最も高いものは民生費で、歳出総額の21.0%となり、次いで公債費が16.0%、衛生費13.5%、総務費11.6%、教育費9.8%の順となっています。

※その他は、商工費、労働費です。

歳出の内訳(つぎ)

民生費は、社会福祉、児童福祉、老人福祉のための各種経費が主なもので、扶助費、繰出金等が増加したため、前年度より7・1%の増となりました。

公債費は、町が前年度までに借り入れた町債の償還にあてるための経費です。公債費負担の軽減を図るため、町債発行を抑制し公債費残高の縮減につとめた結果、前年度より1・3%の減となりました。

衛生費は、上水道、感染症予防、火葬場、公立病院、ごみ・し尿処理のための経費が主なもので、こまち浄水場建設事業完了に伴う水道事業出資金の減や公立病院を含めた広域組合等への負担金の減少により、前年度より23・3%の減となりました。

総務費は、総務管理、徴税、戸籍、選挙、統計調査のための経費が主なもので、戸籍電算化事業経費の増加により、前年度より4・8%の増となりました。

教育費は、小中学校の振興・管理経費、社会教育及び社会体育に関する経費が主なもので、教科書改訂経費の減少により、前年度より4・8%の減となりました。



おやつ教室

の増加により、前年度より290・1%の大幅な増となりました。

諸支出金は、財政調整基金、公共施設等建設準備基金等の各種基金への積立が主なもので、財政調整基金等への積立の減少により、前年度より40・5%の減となりました。

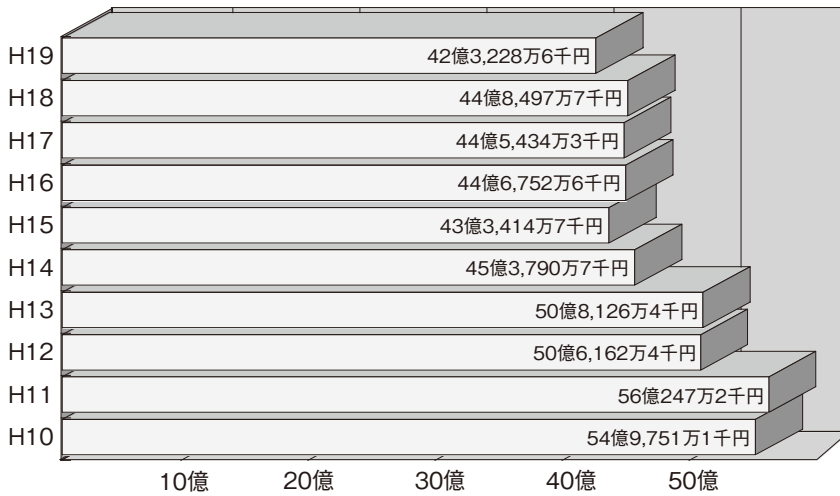
土木費は、町道の維持管理、舗装新設改良等のほか、住宅管理、河川、都市下水路の管理、都市計画に関する経費が主なもので、七生根線整備線越事業分の減少により、前年度より26・1%の減となりました。

農林水産業費は、農林業の振興のための各種経費が主なもので、森林組合貸付金の減により前年度より33・2%の減となりました。



整備が進む町道七根線

一般会計歳出決算のうつきわり



平成19年度決算 特別会計・企業会計

国民健康保険特別会計	歳入	13億8,182万円
	歳出	13億6,705万4千円

老人保健特別会計	歳入	12億6,473万6千円
	歳出	12億6,473万6千円

介護保険特別会計	歳入	8億2,487万2千円
	歳出	8億2,370万7千円

介護保険サービス事業特別会計	歳入	153万7千円
	歳出	153万7千円

文化・体育振興基金特別会計	歳入	429万5千円
	歳出	362万4千円

水道事業会計	歳入	(収益的収入)	1億5,724万3千円
		(資本的収入)	3,776万2千円
	歳出	(収益的支出)	1億7,778万3千円
		(資本的支出)	9,476万6千円

※収益的収支及び資本的収支は税込額で記入

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成19年度決算から健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)の4指標と公営企業における資金不足比率を、議会の報告を経て住民へ公表することとなりました。

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を定め、自主的な改善努力により健全化に取り組むことになり、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定め、国などの関与による確実な財政再生を行うこととなります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定め、経営の健全化に取り組むこととなります。

平成19年度決算に基づく小野町の健全化判断比率及び資金不足比率は、別表のとおり全ての指標で早期健全化基準を下回りました。

ただし、小野町の財政が厳しい状況にあることは変わりなく、これからもより一層の行財政改革を徹底して財政健全化の取り組みを進めていきます。

別表 小野町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

■健全化判断比率

(単位：%)

項目	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	17.9	25.0	35.0
④将来負担比率	62.9	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。

■資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

※水道事業会計で資金不足額がないため「—」で表示しています。

■用語の解説

□健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4比率のことです。

□実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

□連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財政健全化団体に、40%以上で財政再生団体となります。

※財政再生基準は、3年間の経過的な基準あり

□実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率(一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分も含む)です。

この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準に用いられ、18%以上で起債の許可が必要になり、25%以上になると財政健全化団体となり一部の起債発行が制限され、35%以上になると財政再生団体となり多くの起債発行が制限されます。

□将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

350%以上で財政健全化団体となります。

□資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

□早期健全化基準

健全化判断比率(4指標)のうち1つでも早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画の策定などが義務づけられ、自主的な財政健全化に取り組むこととなります。

□財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率のうち1つでも財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となり財政再生計画の策定などが義務づけられ、国等の関与による財政再生に取り組むこととなります。

□経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化計画などが義務づけられ、公営企業の経営の健全化に取り組むこととなります。

◆◆◆平成20年度上半期 補正予算の状況◆◆◆



敬老会の様子

平成20年度当初予算の状況については、広報おのまち4月号でお知らせしましたが、今回はその後の補正の状況と上半期(4月1日から9月30日)における支出の状況についてお知らせします。

上半期における一般会計・特別会計の補正予算及び収入・支出の状況は、表1・表2のとおりです。

一般会計の予算は当初38億3,600万円で編成しました。その後、補正で1億1,150,000円を増額したことにより、9月末現在の予算額は39億3,611万5,000円となっています。

上半期における一般会計の補正予算の主な内容は表3のとおりです。

表1 一 般 会 計

(歳 入)

(単位：千円)

区 分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累 計	9月末現在 収入済額	収入率(%)
1 町税	1,033,243	0	1,033,243	653,468	63.2
2 地方譲与税	94,000	0	94,000	27,139	28.9
3 利子割交付金	3,000	0	3,000	1,680	56.0
4 配当割交付金	3,400	0	3,400	534	15.7
5 株式等譲渡所得割交付金	1,500	0	1,500	0	0.0
6 地方消費税交付金	110,000	0	110,000	62,543	56.9
7 ゴルフ場利用税交付金	3,000	0	3,000	3,179	106.0
8 自動車取得税交付金	31,000	0	31,000	10,881	35.1
9 地方特例交付金	6,201	5,867	12,068	12,068	100.0
10 地方交付税	1,678,000	25,246	1,703,246	1,239,291	72.8
11 交通安全対策特別交付金	1,600	0	1,600	854	53.4
12 分担金及び負担金	23,496	0	23,496	11,927	50.8
13 使用料及び手数料	71,623	0	71,623	34,260	47.8
14 国庫支出金	159,788	1,837	161,625	28,328	17.5
15 県支出金	177,149	1,286	178,435	29,752	16.7
16 財産収入	59,438	8,847	68,285	11,422	16.7
17 寄付金	2	0	2	588	29,400.0
18 繰入金	79,569	23,924	103,493	0	0.0
19 繰越金	50,000	41,574	91,574	91,574	100.0
20 諸収入	24,291	▲20	24,271	2,377	9.8
21 町債	225,700	▲8,446	217,254	0	0.0
歳 入 合 計	3,836,000	100,115	3,936,115	2,221,865	56.4

(歳 出)

(単位：千円)

区 分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累 計	9月末現在 支出済額	支出率(%)
1 議会費	86,824	582	87,406	42,535	48.7
2 総務費	452,120	23,159	475,279	205,565	43.3
3 民生費	866,893	1,964	868,857	254,257	29.3
4 衛生費	531,557	▲10,875	520,682	189,862	36.5
5 労働費	1,070	0	1,070	324	30.3
6 農林水産業費	140,487	▲12,723	127,764	49,134	38.5
7 商工費	25,439	50	25,489	16,111	63.2
8 土木費	258,531	11,649	270,180	68,668	25.4
9 消防費	261,938	▲2,182	259,756	165,214	63.6
10 教育費	465,856	6,212	472,068	205,894	43.6
11 災害復旧費	36,816	1,500	38,316	5,617	14.7
12 公債費	676,457	0	676,457	298,377	44.1
13 諸支出金	305	80,779	81,084	0	0.0
14 予備費	31,707	0	31,707	0	0.0
歳 出 合 計	3,836,000	100,115	3,936,115	1,501,558	38.1

表2

特 別 会 計

(歳入)

(単位：千円)

会 計 名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累 計	9月末現在 収入済額	収入率(%)
国民健康保険特別会計	1,324,816	▲18,480	1,306,336	463,553	35.5
老人保健特別会計	120,157	25,628	145,785	114,006	78.2
後期高齢者医療特別会計	111,818	▲3,733	108,085	30,028	27.8
介護保険特別会計	822,380	3,827	826,207	315,324	38.2
介護保険サービス事業特別会計	1,658	0	1,658	1,187	71.6
文化・体育振興基金特別会計	3,331	100	3,431	2,930	85.4
水道事業会計(収益の収入)	177,359	▲6,832	170,527	57,471	33.7
水道事業会計(資本的収入)	152,691	2,520	155,211	91,680	59.1

(歳出)

(単位：千円)

会 計 名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累 計	9月末現在 支出済額	支出率(%)
国民健康保険特別会計	1,324,816	▲18,480	1,306,336	526,963	40.3
老人保健特別会計	120,157	25,628	145,785	118,778	81.5
後期高齢者医療特別会計	111,818	▲3,733	108,085	25,973	24.0
介護保険特別会計	822,380	3,827	826,207	352,783	42.7
介護保険サービス事業特別会計	1,658	0	1,658	114	6.9
文化・体育振興基金特別会計	3,331	100	3,431	2,320	67.6
水道事業会計(収益の支出)	177,359	▲6,832	170,527	36,737	21.5
水道事業会計(資本的支出)	214,773	2,520	217,293	119,221	54.9

(国民健康保険特別会計)

ア 出資による権利

(単位：千円)

福島県国民健康保険 団体連合会出資金	3,577	(9月末現在)
-----------------------	-------	---------

イ 基金

(単位：千円)

国民健康保険給付費 支払準備基金	220,737	(9月末現在)
高額医療費貸付基金	3,000	(9月末現在)

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

介護給付費準備基金	0	(9月末現在)
-----------	---	---------

(文化・体育振興基金特別会計)

(単位：千円)

文化体育振興基金	102,235	(9月末現在)
----------	---------	---------



町有林おすぞ分け事業



バス・ストップを整備



耐震診断が実施される小野中学校

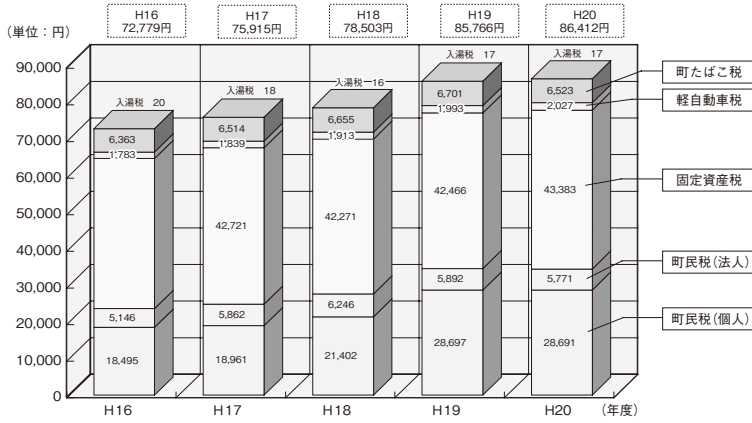
表3 上半期補正予算の主な内容

一般会計(1,000千円以上の増額補正を行った主なもの)

(単位：千円)

事 業 名 称	補 正 額
住民税の公的年金等特別徴収システム改修外委託料	6,200
介護保険特別会計繰出金	2,700
後期高齢者医療特別会計繰出金	12,024
緑とのふれあいの森公園施設整備費負担金	1,500
道路維持補修工事請負費	2,700
小野インターバスストップ設置工事請負費	9,000
教育施設耐震二次診断委託料	7,500
土木施設災害復旧事業査定設計業務委託料	1,500
財政調整基金積立金	46,432
減債基金積立金	9,174
公共施設等建設準備基金積立金	25,173

図3 町民1人当たりの町税負担額の推移



*平成16~19年度は決算額を基に算出し、平成20年度は当初予算額を基に算出した。

表4 財産の9月末日現在の状況

(1) 財産 (一般会計)

(ア) 土地及び建物

(単位: m²)

区分	土地	建物		
		木造	非木造	計
(行政財産)				
本庁舎	4,308	1,718	377	2,095
警察(消防)施設	3,530			0
行政機関その他の施設				0
学 校	128,200	264	25,673	25,937
公 営 住 宅	19,358	5,732	12,104	17,836
公 園	156,442			0
その他の公共施設	83,762	7,700	9,828	17,528
小 計	395,600	15,414	47,982	63,396
(普通財産)				
その他の施設	6,733	1,926	353	2,279
宅 地	75,177			0
畑	1,036			0
山 林	2,748,488			0
原 野	2,290			0
雑 種 地	40,034			0
小 計	2,873,758	1,926	353	2,279
合 計	3,269,358	17,340	48,335	65,675

(イ) 有価証券

(単位: 千円)

株	券	合計
		5,700

(ウ) 出資による権利

(単位: 千円)

福島県土地改良事業団連合会土地改良基金	1,700
福島県信用保証協会出資金	3,095
福島県農業信用基金協会出資金	800
福島県私学振興基金協会出資金	180
福島県中小企業福祉事業団出資金	100
福島県林業協会出資金	33
(社)福島県畜産振興協会出資金(肉用子牛価格安定事業)	100
(財)福島県総合社会福祉基金出資金	1,658
郡山地方土地開発公社出資金	400
(財)福島県都市公園・緑化協会出資金	64
(社)福島県予防接種事業振興基金出資金	74
(財)福島県青少年会館基本財産出資金	25
(社)福島県畜産振興協会出資金(肉豚価格補償事業)	100
小野町上水道事業出資金	330,587
(社)福島県国土調査測量協会出資金	100
(財)ふるさと情報センター出資金	500
(社)福島県林業公社出資金	100
ふくしま中央森林組合出資金	3,000
(財)福島県さきのご振興センター出資金	600
(財)福島県下水道公社出資金	40
(財)郡山コンベンションビューロー出資金	200

(エ) 基金

(単位: 千円)

財政調整基金	666,395
無担保無保証人融資基金	1,000
商工振興資金保証貸付基金	0
小規模企業振興基金	10,000
畜産特別導入事業基金	2,946
優良基礎乳用雌牛導入事業基金	4,832
水道事業資金貸付基金	750
公共施設等建設準備基金	951,583
減債基金	156,557
小野町一般廃棄物最終処分場公害防止及び損害賠償等基金	380,000
優良基礎肉用雌牛導入事業基金	5,081
地域福祉基金	195,500
ふるさと水と土保全基金	5,000
西牧門文庫基金	4,500
土地開発基金	25,118

町債及び一時借入金の状況

(1) 町債

(単位: 千円)

20年度増減見込額		20年度末現在高(見込額)
起債見込額	償還見込額	
232,554	569,897	4,524,880

(2) 一時借入金の現在高 (単位: 千円)

9月末日現在高	0
---------	---

町民負担の状況

町民福祉の向上を図り、住みよい生活環境をつくるため、町が行っている行政経費の財源は、町民の皆さんに直接的・間接的に負担していただいています。このうち、直接負担していただいている町税は、最も重要な収入財源で、平成20年度の町税の予算額は、10億3324万3000円で、これを町民一人あたりの負担額にすると8万6412円になります。(図3)

財産の状況

町は、行政執行のために必要な土地・建物・物品・債券などの財産を所有していますが、その取得・管理及び処分については、条例や規則に基づき適切な執行に努めています。平成20年度上半期の財産の状況は表4のとおりです。



第14回町民運動会 聖火ランナー

◇◇◇平成19年度 国民健康保険特別会計決算◇◇◇

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額13億8181万9916円、歳出総額13億6705万3657円で、歳入歳出差引額1476万6259円は翌年度へ繰越となりました。

歳入の内容

歳入総額は、18年度決算額（12億5403万9732円）に比べ1億2778万184円、10.2%の増となりました。

主な内容は、国民健康保険税・国庫支出金・県支出金・療養給付費交付金・共同事業交付金等です。国民健康保険税の徴収率は、78.9%と前年度に比べ2.2%低下しました。また、今年度は基金を3300万円取り崩し、保険給付費に充当しました。（図1）

歳出の内容

歳出総額は、18年度決算額（12億474万910円）に比べ1億6231万2747円、

13.5%の増となりました。主な内容は、保険給付費が62.5%、老人保健拠出金が33.7%で合わせると96.2%が医療費の給付に対する費用で、その他は住民健診や事務費等になっています。（図2）

内訳

平成19年度の小野町国民健康保険の総医療費は20億15万円で

一般被保険者分 8億2048万3千円
退職被保険者分 2億345万円
老人保健受給者分 9億7621万7千円

図1 歳入内訳

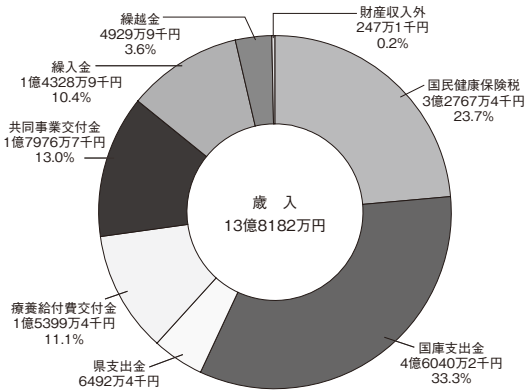
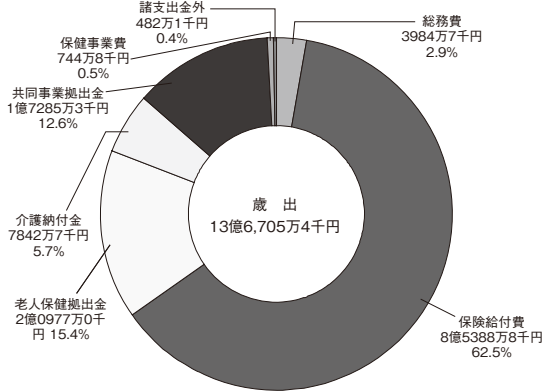


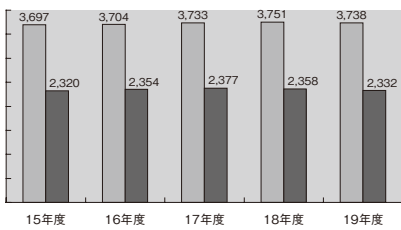
図2 歳出内訳



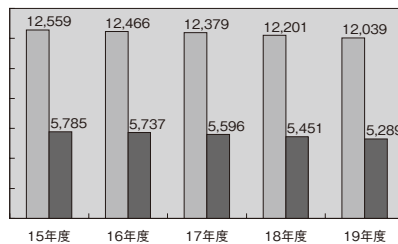
1人当たりの医療費の状況

一般被保険者		退職被保険者		老人保健受給者	
診療件数	10.6件	診療件数	19.5件	診療件数	22.3件
診療日数	17.6日	診療日数	28.3日	診療日数	45.5日
医療費	24万1千円	医療費	39万5千円	医療費	71万3千円

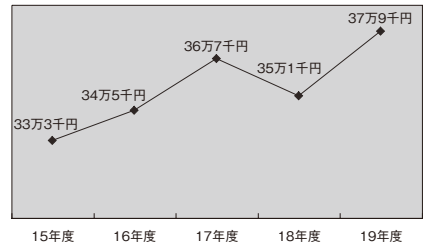
世帯の推移



被保険者の推移



1人当たり医療費の推移



2億5,342万1千885円(18年度末残高)+31万5千円(19年度積立額)

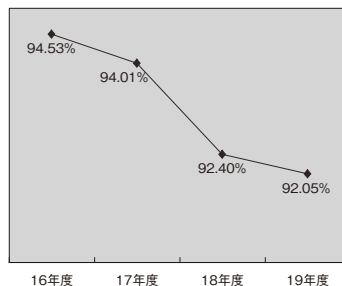
2億2,073万6千円(19年度末残高) 3,300万円(19年度取崩額)

国民健康保険税収納状況(現年度分)

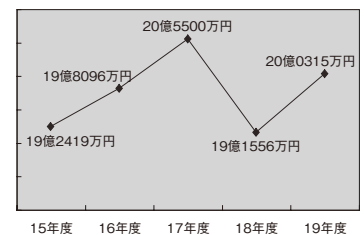
	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	361,421,900	351,443,700	352,268,400	341,392,900
納入額	341,652,450	330,406,700	325,496,500	314,265,700
納入率	94.53%	94.01%	92.40%	92.05%

国保税は、国民健康保険事業を支える大切な財源です。納入期日を守り、完納しましょう。

納入率の推移

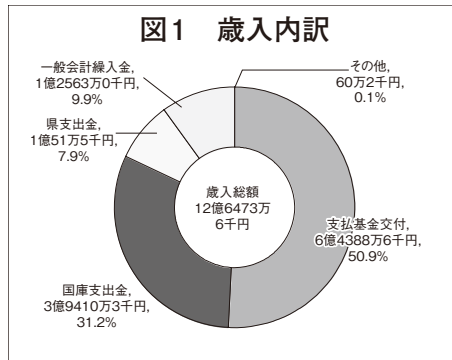
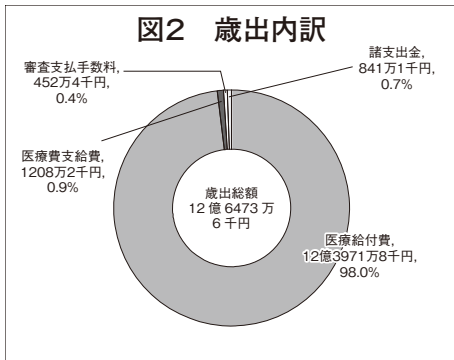


医療費の推移

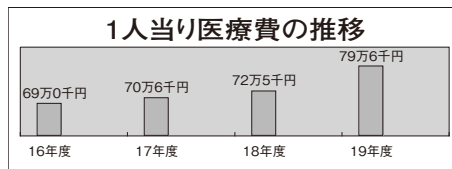
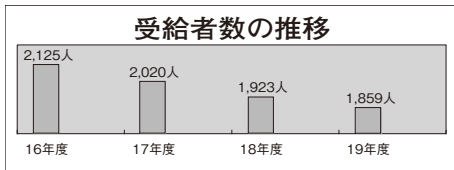


◆◆◆平成19年度 老人保険特別会計決算◆◆◆

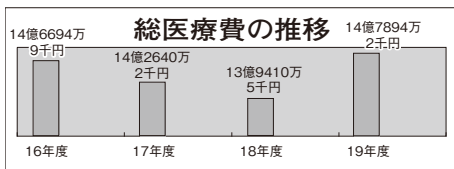
老人保健特別会計の決算額は、歳入・歳出共に総額12億6473万5861円で同額となりました。



歳入の内容
歳入総額は、18年度決算額(12億2476万661円)に比べ3997万5200円、3.3%の増となりました。主な内容は、支払基金からの医療費交付金・審査支払手数料交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計からの繰入金です。(図1)



歳出の内容
歳出総額は、18年度決算額(12億2476万661円)に比べ3997万5200円、3.3%の増となりました。主な内容は、医療給付費、医療費支給費、審査支払手数料が大半を占め、その他は国や県、一般会計への前年度精算に伴う返還金です。(図2)



◆◆◆平成19年度 介護保険特別会計決算◆◆◆

介護保険の決算額は、歳入総額8億2487万2千円、歳出総額8億2370万7千円となりました。

歳入の内容

主な内訳は、第一号被保険者(65歳以上の方)の保険料と、社会保険支払基金を通じて交付される第二号被保険者(40歳から64歳までの方)の保険料、国庫支出金、町支出金等です。

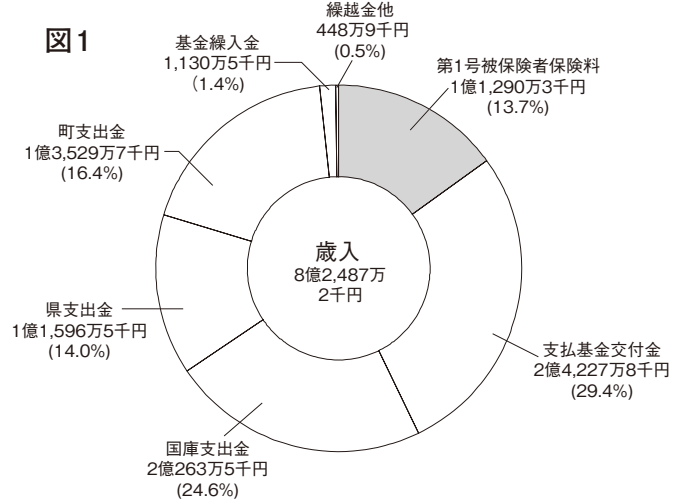
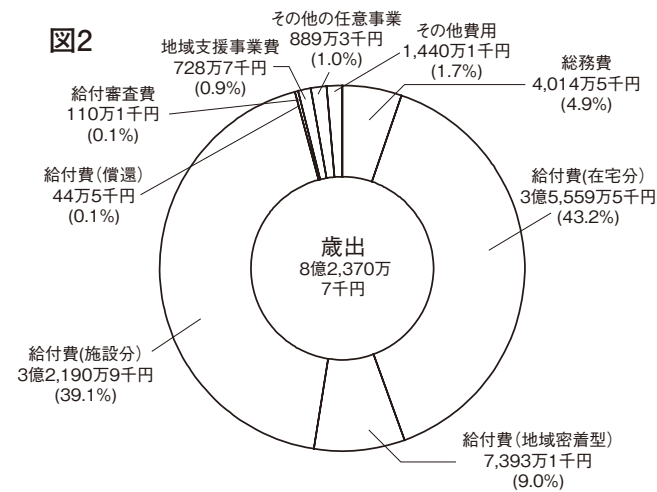
歳入総額は、平成18年度の決算額(7億2851万7千円)に比べ9635万5千円、13.2%の増となりました。

歳入は、歳出の給付費に対して、第一号被保険者が19%、第二号被保険者が31%、国25%、県及び町がそれぞれ12.5%負担することがルールになっており、歳入総額の増加は、この給付費の増加の影響によるものです。(図1)

歳出の内容

歳出は、総額の9割強が給付費で、残りが事務や要介護認定に要する経費となっています。

歳出の総額は、平成18年度決算額(7億2211万7千円)に比べ1億159万円、14.1%の増となっており、給付費の増が影響しています。(図2)



決算額の動向

平成12年度からスタートした介護保険制度も9年目を迎え、制度の普及や高齢者の増加に伴い、サービス提供にかかる費用が毎年増加しています。(図3)

図3 決算額の動向(歳出決算額)

平成19年度	8億2,370万7千円
平成18年度	7億2,211万7千円
平成17年度	6億3,581万円
平成16年度	5億4,910万3千円
平成15年度	4億9,869万円
平成14年度	4億4,650万7千円
平成13年度	4億861万2千円
平成12年度	3億2,926万1千円

要介護認定者数

介護保険制度は、サービスを利用する際、認定を受けている要介護度によって、利用できる内容が限定されるため、この範囲内でサービスを組み合わせる利用することになります。

要介護認定を受ける方の人数は年々増加しており、平成20年3月末現在541名の方が認定を受けており、特に要介護1から3の認定を受ける方が突出しています。(表1)

表1 要介護認定者数(平成20年3月31日現在) 単位:人

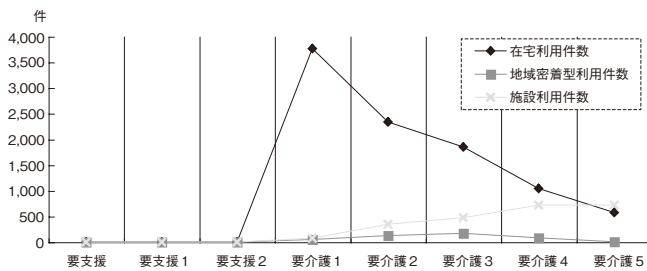
	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成13年3月	41			62	36	30	30	40	239
平成14年3月	43			90	35	35	32	46	281
平成15年3月	44			115	54	54	33	42	342
平成16年3月	47			129	64	65	51	42	398
平成17年3月	47			147	76	74	53	46	443
平成18年3月	43			175	79	86	49	55	487
平成19年3月		15	49	114	112	97	77	55	519
平成20年3月		29	49	115	110	101	70	67	541

給付の状況

在宅サービスは自宅で受けるサービスで、訪問介護やデイサービス、福祉用具貸与などで施設サービスは、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの利用です。

利用件数は、在宅9572件、地域密着型442件、施設2342件で、在宅が地域密着型と施設の約3.4倍となっているのに対し、給付費では在宅が3億4341万8千円、地域密着型が7393万1千円、施設が3億2190万9千円と、年々在宅や施設にかかる給付費が高額となっています。(図4)

図4 要介護度ごとの利用件数と給付費用



給付費

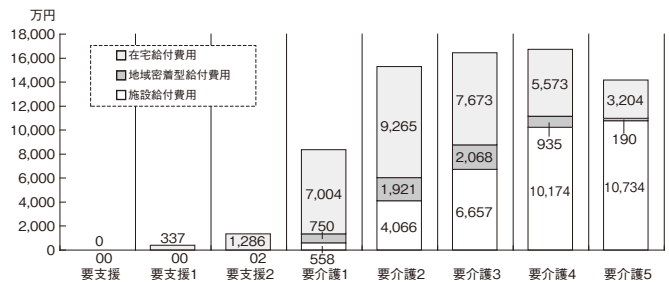


表2 介護保険料の納付状況(第1号被保険者) 単位:円

	調定額 (収納予定額)	実質収納額	不納欠損額	滞納額	収納率
特別徴収 (受給年金から天引)	103,095,037	103,095,037			100.0%
普通徴収 (納付書納入・口座振替)	9,792,752	9,057,682		735,070	92.5%
普通徴収 (滞納繰越分)	1,341,889	658,315	166,342	517,232	49.1%
計	114,229,678	112,811,034	166,342	1,252,302	98.8%

介護保険料納付状況
平成19年度の介護保険料収納率は98.8%でした。(表2)
保険料を納めない(不納欠損分も含む)と、給付費の一部が削減され、サービスが思うように受けられない場合もあります。
また、歳入に不足を生じるようになることから、次回の保険料に影響し、保険料値上げの原因ともなりますので、制度の趣旨をご理解いただき納期内納入にご協力をお願いします。

介護予防支援事業状況

介護予防支援事業は、平成18年度から設置された地域包括支援センターの介護予防支援事業所で行われ、介護度が要支援1から2の方に介護予防ケアマネジメント業務を行っております。平成19年度のケアマネシメント業務は65件です。

平成19年度介護保険サービス事業特別会計決算

歳入	款	項	目	予算額	決算額	予算残額
歳入	1. サービス収入	1. 介護給付費収入	1. 介護予防サービス計画収入	1,641,000	1,537,000	104,000
	2. 諸収入	1. 雑入	1. 雑入	1,000	0	1,000
歳入合計				1,642,000	1,537,000	105,000
歳出	款	項	目	予算額	決算額	予算残額
歳出	1. 事業費	1. 介護予防サービス計画費	1. 介護予防サービス計画費	530,000	500,745	29,255
	2. 諸支出金	1. 繰出金	1. 他会計繰出金	1,112,000	1,036,255	75,745
歳出合計				1,642,000	1,537,000	105,000

◇◇◇平成19年度 水道事業決算◇◇◇

平成19年度小野町水道事業の概要と決算状況について、お知らせいたします。

平成19年度水道事業の概要は、給水人口5029人、給水戸数1939戸、年間総配水量59万7340立方メートル、年間有収水量(漏水分などを除いた料金収入を得られる水量)53万4544立方メートルでした。また、新規加入戸数は23戸となりました。

平成19年度の決算報告書、損益計算書及び貸借対照表は、それぞれ表1、表2、表3のとおりです。

収益的収支(表1)のうち、収入の決算額は1億5724万3159円で、そのうち主な収入の内訳は水道使用料1億2895万9179円、一般会計からの補助金2660万1922円などとなっています。

次に収益的支出の決算額は1億77

78万3222円となっており、主な支出の内訳は、減価償却費8224

万2334円、企業債利息3810万9113円、人件費2660万1922円などとなっております。昨年度より、こまち浄水場建設に伴う減価償却費が増加しています。

資本的収支の決算額は3776万1500円で、そのうち主な収入の内訳は、企業債の借入3430万円などとなっています。

次に資本的支出の決算額は9476万6214円で、主な支出は、石綿セメント管更新工事に要した費用として415万8千円、企業債の償還金

(表1) 平成19年度 小野町水道事業決算報告書 (単位:円)

[収益的収支]

(収入)

区分	予算額	決算額
第1款 水道事業収益	157,152,000	157,243,159
第1項 営業収益	129,932,000	130,039,631
第2項 営業外収益	27,220,000	27,203,528

(支出)

区分	予算額	決算額
第1款 水道事業費用	182,112,000	177,783,222
第1項 営業費用	137,704,000	134,722,309
第2項 営業外費用	44,408,000	43,060,913

[資本的収支]

(収入)

区分	予算額	決算額
第1款 資本的収入	37,541,000	37,761,500
第1項 工事負担金	1,575,000	1,795,500
第2項 国庫補助金	1,666,000	1,666,000
第3項 企業債	34,300,000	34,300,000

(支出)

区分	予算額	決算額
第1款 資本的支出	94,769,000	94,766,214
第1項 建設改良費	6,123,000	6,120,649
第2項 企業債償還金	88,646,000	88,645,565

(表2) 平成19年度 小野町水道事業損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日) (単位:円)

1. 営業収益			
① 給水収益	122,818,272		
② その他営業収益	1,033,594	123,851,866	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	15,957,973		
② 配水及び給水費	2,589,416		
③ 修繕費	32,446,007		
④ 減価償却費	82,242,334		
⑤ 資産減耗費	455,779	133,691,509	
営業損失			9,839,643
3. 営業外収益			
① 受取利息及び配当金	8,896		
② 他会計補助金	26,601,922		
③ 雑収益	591,838	27,202,656	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び企業債取扱諸費	38,108,113	38,108,113	△ 10,906,457
経常損失			20,746,100
当年度前損失			20,746,100
前年度繰越利益剰余金			3,793,391
当年度未処理欠損金			16,952,709

(表3) 平成19年度 小野町水道事業貸借対照表 (平成20年3月31日) (単位:円)

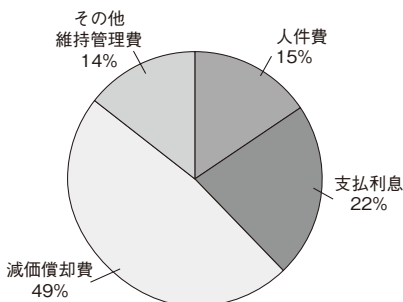
1. 固定資産	資産の部		
① 有形固定資産	1,870,887,066		
② 無形固定資産	104,308,163		
固定資産合計		1,975,195,229	
2. 流動資産	負債の部		
① 現金預金	63,148,694		
② 未収金	19,528,331		
③ 貯蔵品	483,629		
流動資産合計		83,160,544	
負債合計			2,058,355,773
3. 流動負債	資本の部		
① 未払金	6,776,245		
② 前受金	54,109		
流動負債合計		6,830,354	
負債合計			6,830,354
4. 資本金			
① 自己資本金	538,287,907		
② 借入資本金	1,009,603,906		
資本金合計		1,547,891,713	
5. 剰余金			
① 資本剰余金	520,586,415		
② 欠損金	16,952,709		
剰余金合計		503,633,706	
資本合計			2,051,525,419
負債および資本合計			2,058,355,773

8864万5565円となっています。今年度は、既存の高金利の企業債を繰上償還し、低利の企業債への借換を行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5700万4714円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1001万252円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20万5959円、減債積立金21万円、過年度分損益勘定留保資金3470万7183円及び当年度分損益勘定留保資金1187万1320円で補てんしました。

今年度の損益(表2)の状況については、収益1億5105万4522円に対し、費用が1億7180万6222円で、2074万6100円の経常損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を充て、1695万2709円を当年度未処理欠損金として翌年度に繰越しまし

(表4) 水道水 1 m³当たりの費用構成給水原価[321円40銭]



た。決算における1立方メートル当たりの供給単価(給水収益を有収水量で割ったもの)は229円76銭、給水原価(年間の費用を有収水量で割ったもの)は321円40銭となっています。また給水原価の費用構成は表4のとおりです。

◇◇◇平成19年度 人事行政の運営等の状況◇◇◇

平成19年度 小野町人事行政の運営等の状況

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運用等の状況について、平成19年度の概要をお知らせします。

1 職員の任免に関する状況

(1)平成19年度新規採用の状況
(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

一般行政職	事務職	1名
	技術職	採用なし
技能労務職		採用なし

(2)平成19年度退職者の状況(平成20年3月31日まで)

区分	定年退職	勤奨退職	その他		合計
			普通退職	死亡退職	
一般行政職	5人	1人	3人	1人	10人
技能労務職	—	—	—	—	—
合計	5人	1人	3人	1人	10人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	午前 8時30分	午後 5時15分	制度なし	正午から 午後0時 45分まで	土曜日 日曜日

- ※1 平成20年4月1日からは、休憩時間を正午から午後1時までとし、執務終了時刻を午後5時30分としました。
- ※2 本庁窓口業務は、勤務時間の割り振りの変更により、毎週水曜日は午後7時まで、毎月第3日曜日は午前8時30分から午後5時30分までの勤務をしています。
- ※3 小野町ふるさと文化の館は土・日・祝開館、一部の保育園では延長保育の実施のため、この表とは異なる勤務形態をとっています。

(2)年次休暇の状況
(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B÷C	取得率 B÷A
2,816	448	73	6.1	15.9%

- ※ 対象職員は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

(3)休暇等の種類(平成19年4月1日現在)

区分	内容	備考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日を超えない範囲内の使用残日数を繰り越すことができる。	採用からの経過年数により繰越日数が異なる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	有給
特別休暇 (主なるもの)	・ 出産する場合 出産予定前8週間以内及び出産後8週間以内の期間	有給
	・ 配偶者が出産する場合 2日以内の期間	有給
	・ 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内	有給
	・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子を看護する必要があるとき 1年に5日以内	有給
	・ 忌引のため勤務しないことが相当である場合 配偶者 10日以内 1親等の直系尊属 7日以内 1親等の直系卑属 5日以内 2親等の直系尊属 3日以内 2親等の傍系者 3日以内 など	有給
	・ 夏季における家庭生活の充実等の場合 3日以内	有給
	・ ボランティア活動を行う場合 5日以内	有給
	・ 父母の祭日の場合 その都度 1日以内	有給
	・ 骨髄移植に係る登録、提供を行う場合必要な期間	有給
	・ 公民権を行使する場合 必要と認められる期間	有給
介護休暇	・ 近親者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 6月以内	無給



平成20年度秋季検閲

3 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成19年度)

処分の種類		処分者数	内 容
分限処分		0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的とした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等に職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職	0人	懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分で、地方公務員法等又は条例、規則等に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合に、職員に対して行われる処分です。
	停職	0人	
	減給	0人	
	戒告	0人	

4 職員のサービスの状況(平成19年度)

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には次のような様々な義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地公法32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地公法33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務のみに専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への 従事制限 (地公法38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

5 公平委員会の状況 (平成19年度)

(1) 公平委員会への事務の委託
地方公務員法第7条第3項の規定により、町には公平委員会を置くこととされています。ただし、同条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができることとされており、本町では、公平委員会の事務を県の人事委員会に委託しています。

また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとされています。

(2) 公平委員会の権限
公平委員会の権限は地方公務員法第8条第2項に定められています。その主な内容は次のとおりです。

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
イ 職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をすること。
ウ 職員の苦情を処理すること。

(3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

ア 勤務条件に関する措置の要

求の状況 該当なし

イ 不利益処分に関する不服申し立ての状況 該当なし

ウ 人事行政相談の状況 該当なし

工 その他 該当なし

・職員団体の登録の状況

登録団体名 小野町職員労働組合

・変更登録年月日と変更内容 該当なし

・管理職員等の範囲の指定の状況 該当なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(平成19年度)

職員の資質の向上、勤務能力の向上のため、毎年各種研修を受講させています。

・ふくしま自治研修センター研修 14講座16人

・東北六県市町村中堅職員研修(2ヶ月間) 1名

(2) 勤務成績の評定の概要(平成19年度)

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回、11月に職員の勤務評定を実施しています。平成18年度からは給与構造改革にあわせ、勤務評定の結果を給料

の昇級に反映させています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成19年度)

(1) 職員の福利厚生

町では、職員の福利厚生のため、主に健康診断、生活習慣病予防検診を実施しています。

また、職員の会費で事業行っている職員互助会では、主に人間ドック助成、永年勤続職員への報償、クラブ活動(3団体)への助成を実施しています。

(2) 公務災害補償制度

職員が公務に起因して災害を受けたり、通勤途上で災害にあつた場合、受けた災害に対する保証を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されています。

Table with 3 columns: 加入団体, 災害件数, 災害の概要. Row 1: 地方公務員災害補償基金福島県支部, 0件, -

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①一般行政職

Table with 5 columns: 区分, 平均年齢, 平均給料月額, 平均給与月額, 平均給与月額(国ベース). Rows: 小野町, 福島県, 国, 類似団体

②技能労務職

Table with 5 columns: 区分, 平均年齢, 平均給料月額, 平均給与月額, 平均給与月額(国ベース). Rows: 小野町 (うち調理士, うち用務員), 福島県, 国, 類似団体

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当の手当が含まれていないことから比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

小野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

Table with 7 columns: 区分, 住民基本台帳人口(19年度末), 歳出額A, 実質収支, 人件費B, 人件費率B/A, (参考)18年度の人件費率. Row 1: 19年度

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれます。

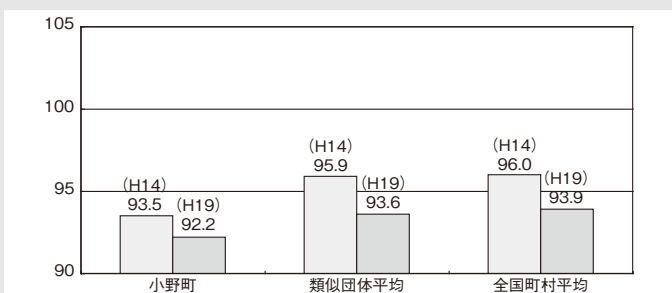
(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

Table with 7 columns: 区分, 職員数, 給与費 (給料, 職員手当, 期末・勤勉手当, 計B), 一人当たり給与費B/A. Row 1: 20年度

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。 2 給与費は当初予算に計上された額である。 3 職員数には、公営企業等会計部門及び派遣職員は含まれません。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。 2 類似団体とは、福島県内の国見町・桑折町・鏡石町である。

(2)職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分	小野町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	174,300円	188,100円	174,300円	188,100円
	高校卒	141,900円	151,700円	141,900円	151,700円
技能労務職	高校卒	135,600円	145,100円	－円	145,500円

(注)初任給・昇格及び昇級等の基準に関する規則の運用により、2年後の給料はこれより増減する場合があります。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(19年4月1日現在)

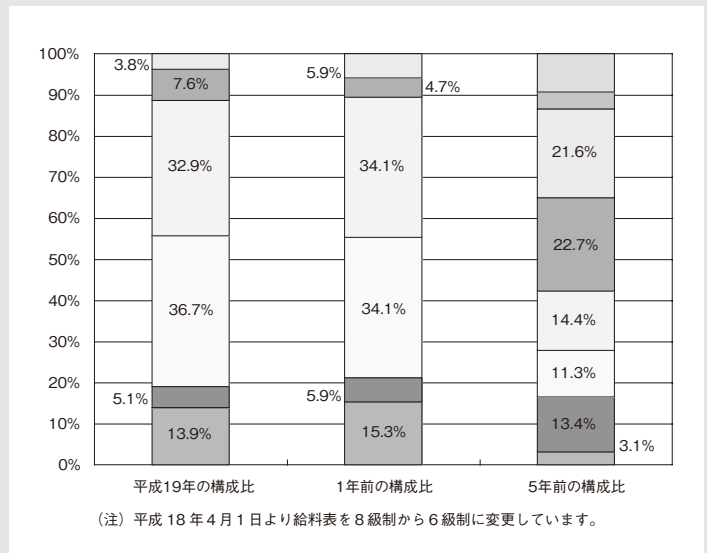
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	－円	334,900円	359,600円
	高校卒	237,900円	273,100円	328,700円
技能労務職	短大卒	－円	－円	－円
	中学卒	－円	－円	－円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事	3人	3.8%
5級	課長	6人	7.6%
4級	班長・主幹	26人	32.9%
3級	副主幹・主任主査	29人	36.7%
2級	主査	4人	5.1%
1級	主事	11人	13.9%

- (注) 1 小野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給期間短縮の状況

19年度	区 分		全職種
	職員数	A	89人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	B	0人
	比率	B/A	0.0%

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

小野町			国		
1人当たり平均支給額(18年度) 1,582千円			－		
(18年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	(18年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.95月分	1.45月分		3.0月分	1.45月分
	(1.55)月分	(0.75)月分		(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~15%		(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)退職手当(19年4月1日現在)

小野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	4,636千円	20,374千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3)特殊勤務手当 平成14年4月1日から全廃

(4)時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	23,040千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	192千円
支給実績 (18年度決算)	23,386千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	171千円

(5)その他の手当(19年4月1日現在)

手 当 名		内容及び支給単価	国の 制度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当 (月額)	扶養親族 として配 偶者、子 等を有す る職員	配偶者 13,000円	同		千円	円
		扶養親族 ・扶養しない配偶者を有する場合 6,500円				
		・配偶者なし 1人目のみ 11,000円				
住居手当 (月額)	住居の 区分	持ち家(世帯主) 新築・購入後 5年間 3,500円 上記以外の場合 2,500円	異	持ち家について、新 築・購入後5年間 2,500円	千円	円
		借家、借間(世帯主) 月額9,500円を超える家賃を支払っている 者に、家賃額-9,500円~27,000円 借家、借間(配偶者等) 世帯主の半額		月額12,000円を超え る家賃に対し一定基 準で支給。		
通勤手当 (月額)	交通手段 の区分	公共交通機関利用者(通勤距離2km以上) ・58,000円までは運賃相当額	異	自家用車等利用者 通勤距離60kmを超え、 80kmまで支給区分を 設定	千円	円
		自家用車等利用者(通勤距離2km以上) ・通勤距離2km~80km 2,500~45,500円 ・80km超 48,400円				

※寒冷地手当は、段階的に減額となり、経過措置終了の平成21年度をもって全廃となります。

5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料			(参考)類似団体における最高/最低額
	町 長	553,000円	874,000円/325,000円
	副 町 長	568,000円	656,000円/325,000円
報 酬	議 長	307,000円	380,000円/243,000円
	副 議 長	245,000円	285,000円/191,700円
	議 員	225,000円	261,000円/152,800円
期 末 手 当	町 長	(18年度支給割合) 3.30月分	
	副 町 長		
	議 長	(18年度支給割合) 3.30月分	
	副 議 長		
議 員			

※平成17年5月1日から平成21年3月22日までは、条例月額から、町長の給料については30%を、副町長、教育長の給料については、10%を減額しております。

6 職員数の状況

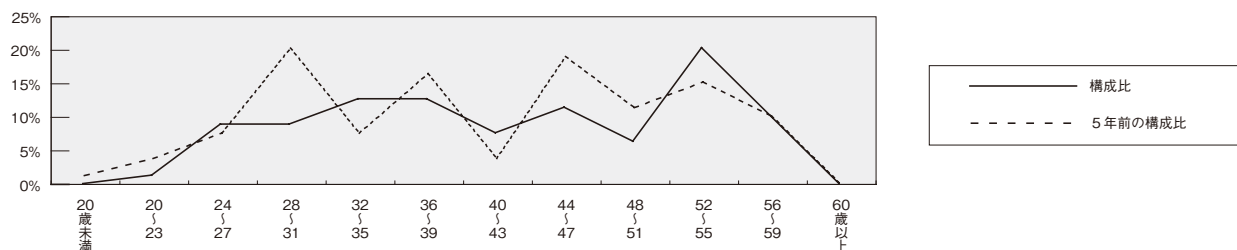
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
一般行政部門	議 会	3	3	0	
	総務企画	24	24	0	
	税 務	9	8	△1	事務電算化による
	民 生	28	28	0	
	衛 生	8	7	△1	事務の統合などによる
	労 働	0	0	0	
	農林水産	10	8	△2	事務量の減による
	商 工	3	3	0	
	土 木	9	8	△1	事務の統合などによる
	小 計	94	89	△5	
特別行政部門	教 育	29	28	△1	施設の統合による
	小 計	29	28	△1	
公営企業等 会計部門	水 道	4	3	△1	事務の統合などによる
	そ の 他	9	8	△1	特別会計事業の事務合理化による
	小 計	13	11	△2	
合 計		136	128	△8	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2)年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	7人	7人	10人	10人	6人	9人	5人	16人	8人	0人	79人

(注) 職員数は、一般行政職に属する職員数である。

(3)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成26年3月31日	一般職の総定員を100名とする

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成16年度から平成20年度	24人減	124人
平成21年度から平成25年度	24人減	100人